

平成22年9月6日

国際課税小委員会 運営要領（案）

1. 設置期間

国際課税小委員会の設置期間は、平成22年9月6日より1年間とする。

2. 委員会の任務

国際課税の分野に関する諸課題（国際連帯税を含む）に係る理論的・学術的な側面などについて検討を行う。

3. 定例会合日

具体的な開催日程は、座長が各委員の日程を斟酌して決定する。

4. 場所

原則として、財務省内で行う。

5. 開催等

会議は、座長が主催する。

なお、各委員は、座長の許可を得て、会議に資料の提出を行うことができる。

6. 公開

会議は、非公開とする。

議事要旨を作成し、公開する。

資料については、座長が認めたものについて、公表する。

7. 庶務

庶務は、財務省主税局及び総務省自治税務局の協力を得て、内閣府において処理する。

8. その他

その他必要な事項は、座長が定める。